

事 務 連 絡

平成30年4月20日

各都道府県私立学校主管課 御中

文部科学省高等教育局私学部私学助成課

私立高等学校等 I T 教育設備整備推進事業費の上限単価について

日頃から私学振興に御尽力いただき感謝申し上げます。

新しい学習指導要領の改定等を踏まえ、I C T 教育環境の整備は喫緊の課題となっており、近年、私立高等学校等 I T 教育設備整備推進事業費の申請額、件数は年々大幅に増加している状況です。

この状況に対応するため、文部科学省としては、平成30年度予算で24億円（対前年度+12億円）を計上したところですが、広く全国の私立学校における I C T 環境整備を普及・推進するため、別紙のとおり、一部機器に上限単価を設定することとしました。

なお、本上限単価は、上記の理由から、過去の申請実績等を勘案し、本補助事業のために設定したものであり、文部科学省において、各学校の I C T 環境整備における上限や標準を示したものでないことに御留意願います。

文部科学省高等教育局
私学部私学助成課助成第四係
03 - 6734 - 2547

(別紙)

1. 上限単価について

一体型電子黒板・・・600,000円

デジタルテレビまたはモニターに電子黒板機能が付加された一体型のもの。

プロジェクタ・・・200,000円

プロジェクタ本体のみであり、スクリーン等は含まない。

書画カメラ・・・・・・・・80,000円

教科書やノートなどを拡大して見せるための実物投影装置。

タブレット・・・・・・・・100,000円

タブレットPCを含む。なお、キーボードについては、内蔵されているものや標準装備のものはタブレットと一体に扱うものとする。

教育用パソコン・・・150,000円-

2. 留意事項

- ・ 上限単価は、いずれも普通教室に整備する場合のみ適用するものとし、特別教室等に整備する場合は適用しない。
- ・ 上限単価は、いずれも当該設備の機器本体の金額を想定したものである。したがって、見積書において別途計上される附属部品やソフトウェアについては、原則、これに含まない。
ただし、当該機器本体に標準装備されている附属部品やソフトウェアについては、上記単価に含まれることになるため、留意すること。
- ・ 各学校において上限単価を超える機器を購入することを妨げるものではない。